

なわて事業者チャレンジ支援制度

四條畷市、がんばる事業者・新規創業者を応援します



四條畷市の法人事業者・新規創業希望者を対象に設備投資や店舗改修、販路拡大、事業計画の策定、法人設立などの費用の全額または一部を補助します。下記のいずれかから申請いただけます。

新規創業者

四條畷市内で創業される事業者の設備投資を手厚く補助

既存事業者

地域経済の発展に寄与する経営拡大を目指す取組みに対して補助

働き方改革や設備投資が省エネ機器に該当すればさらに手厚く補助

説明会 (四條畷市商工会で実施)

日程
2024年5月27日(月)
2024年6月27日(木)
2024年7月29日(月) 最終

時間
1回目 13:30~
2回目 15:00~

※説明会後に予約者優先で個別相談も実施します。

ご予約は下記問い合わせ先へお電話ください。

(ご予約無しでも当日お越しいただけます。)

問い合わせ・申請先

四條畷市商工会

大阪府四條畷市中野3丁目5-23

TEL/050-3784-8640

FAX/072-879-1880



- ・チャレンジ支援制度の詳細
- ・申請書類のダウンロード

▶四條畷市商工会ホームページ
<http://www.nawate-sci.or.jp/>

支援メニュー一覧

【既存事業者向け】

①設備導入支援補助金	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づき職場環境の改善又は経営に資するための設備導入に要する費用 【補助率】1/2 【補助上限額】1,000万円 ※省エネ対策設備、再エネ対策設備、先端設備等導入計画に基づくもの、新しい生活様式に対応した設備を導入した場合や申請事業者において働き方改革に対する取組みを実施する場合、補助率を最大4/5まで引き上げ。
②販路開拓支援補助金	○展示会等への出店に要する費用 【補助率】1/2 【補助上限額】20万円 ○自社や製品、商品のPR等に要する費用 【補助率】10/10 【補助上限額】10万円
③事業計画策定支援補助金	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関を活用した事業計画策定に要する費用 【補助率】10/10 【補助上限額】10万円

【新規創業者向け】

①新規創業改修等支援補助金	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づく店舗の改修等に要する費用 【補助率】3/4 【補助上限額】200万円
②創業支援補助金	○展示会等への出店に要する費用 【補助率】1/2 【補助上限額】20万円 ○自社や製品、商品のPR等に要する費用 【補助率】10/10 【補助上限額】10万円 ○法人設立等に要する費用 【補助率】10/10 【補助上限額】25万円
③事業計画策定支援補助金	中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関を活用した事業計画策定に要する費用 【補助率】10/10 【補助上限額】10万円

※各補助金には条件がある場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

※補助金交付決定の総額が予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

補助対象者

- ・四條畷市内に事業所のある中小企業基本法第2条に定める中小企業者である会社及び個人事業主または市内で新規創業を予定する者
- ・市税等の滞納がないこと
- ・役員等または経営に実質的に関与するものが、四條畷市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当していないこと

補助金の申請から交付までの流れ



申請書類の提出先

四條畷市商工会 四條畷市中野三丁目5番23号 TEL 050-3784-8640